

～にほんで はたらく みなさんへ～

にほんではたらくまえに、
かならずかくにん☑



☑きゅうりょう



☑しごとですること



☑にほんのいえ



～にほんで はたらく みなさんへ～

わるい さそいは きけんです!!

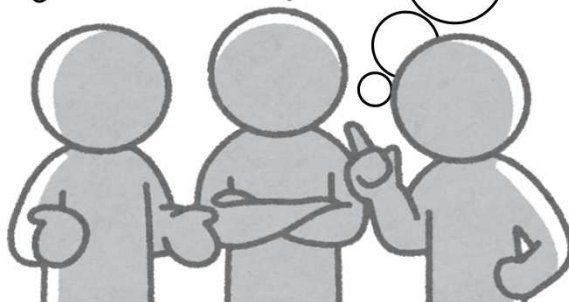
給料(きゅうりょう)
から税金(ぜいきん)
がひかれないように
できるよ

みんなにひみつで
アルバイトしようよ

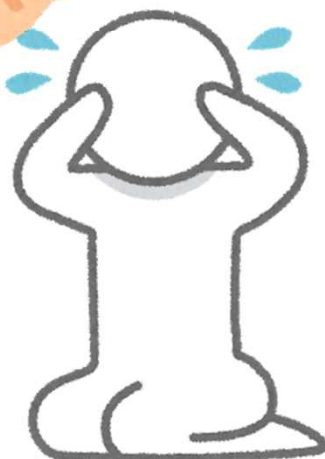
ギャンブルしようよ!

べつの会社
(かいしゃ)で
働(はたら)くこと
ができるように
在留(ざいりゅう)
カードをあげるよ!

↓このリーフレットの掲示場所はこちら↓



らんぼう 乱暴はダメ!!!



↓このリーフレットの掲示場所はこちら↓



必要なのは

思いやり。

※ 暴行等の人権侵害行為があると、技能実習生等の受入れができなくなります。



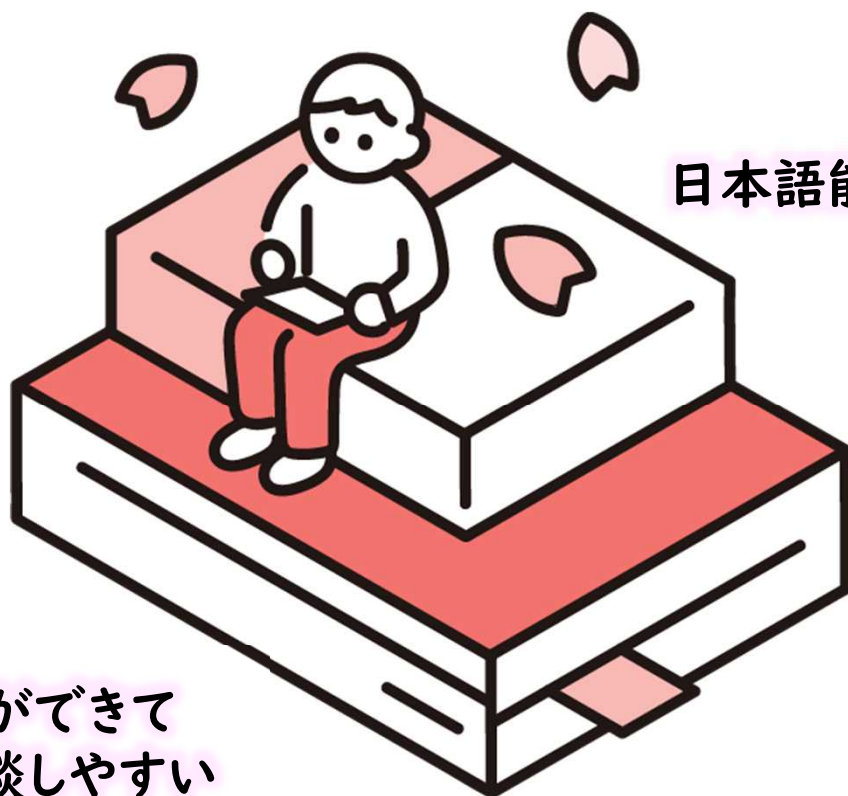
世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～
職場での
コミュニケーションにおすすめ



こうかんノート



日本語能力の向上

信頼関係ができて
悩みを相談しやすい

考えや気持ちの言語化

↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～

こうかんノート 始めてみませんか

- 日本語に慣れるので読み書きが上達します。
- 信頼関係の構築につながり悩みを相談しやすくなります。
- 考えや気持ちを整理し、言語化できるようになります。

↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



～にほんで はたらく みなさんへ～

やってみよう!



かいしゃのひと

と

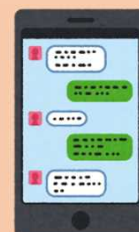
コミュニケーション



おはなし



アプリで
トーク



こうかんノート



↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の費用負担に関する実態を把握するため、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

1 来日前の費用に関すること

（１）来日前の支払い費用の総額

来日前に母国の送出機関又は仲介者（送出機関以外）に支払った費用の総額の平均値は、54万2,311円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

支払費用総額 (n=1,369)	ベトナム (n=659)	中国 (n=281)	カンボジア (n=68)	ミャンマー (n=80)	インドネシア (n=242)	フィリピン (n=39)
平均値（円）	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

（２）送出機関に支払った費用

来日前に母国の送出機関に何らかの費用を支払っている技能実習生は約85%。支払費用の平均値は、52万1,065円であり、国籍別の状況及び主な内訳別の平均支払額は下表のとおり。

		(円)		
	支払費用総額 (n=1,336…①)	主な内訳別平均支払額 (n=539…②)		
		派遣手数料	事前教育費用	保証金・違約金
ベトナム (①632、②212)	656,014	320,272	94,302	29,339
中国 (①277、②127)	578,326	371,629	58,831	5,952
カンボジア (①68、②26)	571,560	429,788	109,144	14,051
ミャンマー (①80、②34)	287,405	206,627	44,736	3,124
インドネシア (①242、②115)	231,412	100,767	60,299	25,479
フィリピン (①37、②25)	94,191	10,870	37,905	5,783
全体	521,065	269,303	73,663	19,503

（３）仲介者（送出機関以外）に支払った費用

来日前に母国の仲介者（送出機関以外）に何らかの費用を支払っている技能実習生は約11%であり、支払費用の平均値は、33万5,378円。

（４）来日するための借金

来日前に母国で借金をしている技能実習生は約55%。平均値は54万7,788円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

借金総額 (n=993)	ベトナム (n=618)	カンボジア (n=65)	中国 (n=50)	ミャンマー (n=44)	インドネシア (n=130)	フィリピン (n=86)
平均値（円）	674,480	566,889	528,847	315,561	282,417	153,908

2 来日後の給料（来日前に説明を受けたもの）に関すること

- 来日前に説明を受けた給料の平均値は、14万9,146円。
- 実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生が約79%、「期待より少ない」と回答したものは約21%。
- 「期待より少ない」の理由は、「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が約63%、「日本での給料の支払方法（税金や保険などが差し引かれること）を知らなかった」との回答が約33%となった。

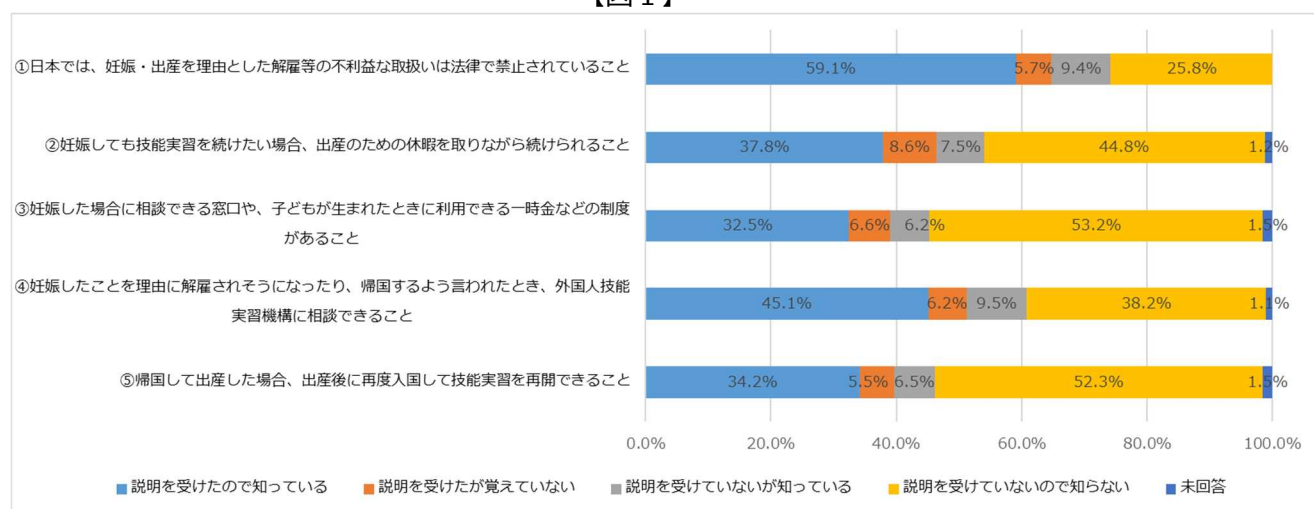
技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する 実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の妊娠・出産に係る取扱いに関する実態を把握するため、外国人技能実習機構による実地検査の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

1 妊娠・出産に係る制度の認知・説明状況に関すること

妊娠・出産に係る制度のうち、妊娠・出産を理由とした不利益取扱いの禁止について、監理団体、実習実施者又は送出機関（以下「監理団体等」という。）から説明を受けて知っている者の割合は約 60%、外国人技能実習機構に相談できることについては約 45%であった。その他、出産のための休暇制度、妊娠に係る相談窓口や出産一時金の制度、帰国後に再入国して実習が可能であることについては、説明を受けて知っている者の割合がいずれも 3～4 割であった【図 1】。

【図 1】



2 監理団体や実習実施者、送出機関による不適正な取扱いに関すること

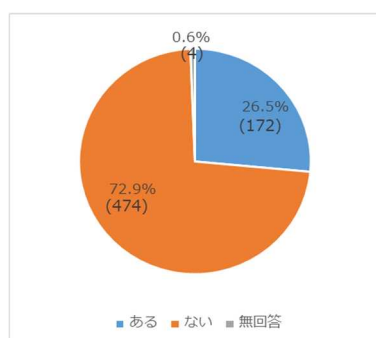
(1) 不適正な発言（妊娠したら仕事を辞めてもらう等の発言）

監理団体等から不適正な発言を受けたことがある技能実習生の割合は、26.5%となった【図 2】。そのうち、送出機関から言われた者の割合が 73.8%と最も高く、監理団体が 14.9%、実習実施者が 11.3%となっている。

(2) 不適正な契約（妊娠したら仕事を辞める等の内容の契約）

監理団体等との間で不適正な内容を含む契約を締結したことがある技能実習生の割合は 5.2%となった【図 3】。そのうち、送出機関との間で不適正な内容を含む契約をした者の割合が 70.3%と最も高く、監理団体が 21.6%、実習実施者が 8.1%となっている。

【図 2】



【図 3】

